

〈論 説〉

1840年代フランスにおけるドイツ人人口の動態(3)

西南フランスについて

(上) フランス経由でスイスを追放されたドイツ人のルート

的 場 昭 弘

(上) の目次

はじめに

(上) フランス経由でスイスを追放されたドイツ人のルート

a) スイスのドイツ人

1) 青年ドイツ

2) サヴォアへの進軍

b) スイスからの追放とフランス, そして列強

1) スイスとフランス政府, そして列強

2) フランスにおける追放者

c) 1840年以後の追放

小 括

はじめに

1840年代のドイツ人にとって西南フランスは、パリや東フランスに比べていささか趣を異にする。東フランスが、多くのドイツ人を集めていたのは、ドイツに近接していたからであり(東フランスに関して [B, 43] 参照)、パリが多くのドイツ人を引き付けたのは、自由の国フランスの魅力であった(パリに関して [B, 44] 参照)。パリや東フランスと比べて見て、西南フランスには、ドイツ人を迎え入れる理由がないとも言える。西南フランスは、ドイツ人労働者を引き付けるよりも、スペイン人、イタリア人労働者を引き付けるのが地理的に当然で

あった。フランス全域におけるドイツ人の分布を見ても [B, 43, p. 100f], 西フランスにおけるドイツ人の割合は、余り多くはない。

しかし、ドイツ人が東フランスとパリで進行を止めたのではないことも確かである。リヨン、マルセーユにはドイツ人労働者の結社が存在していたし、スイスから追放されたドイツ人たちはフランスを横切って、カレーなどからイギリスへと渡っていたし、アメリカへ移民するドイツ人たち、特に西南ドイツのドイツ人たちはハンブルクではなくルアーヴルからアメリカへと出港していたし、1848年革命が失敗するとともにドイツを追われたドイツ人たちは、ドイツ国境沿いの東フランスやパリへの居住を拒否され、ブルターニュ、ボルドー付近、マルセーユまでの西南フランスへの居住を強制されることになったりして、ドイツ人の西南地域との関わりは、実際の居住人口は別にして、追放、移民、開拓などにとっては重要な地点であった。

本稿は、こうしたパリを越えて、もっと西、南へ進んだドイツ人の状態を追求するつもりである。西へ進んだドイツ人は、当然、居住地を見つけられなければ、大西洋に出ることになる。大西洋に出たドイツ人たちを待つものは、アメリカか、イギリスである。イギリスに渡るものは、イギリス経由でアメリカに渡るものか、イギリスで職探しをするものか、フランス、あるいはフランスを通過してイギリスへ追放されるものであった。特に、フランスからイギリスに追放される場合は、カレーの港が多く、多くのドイツ人亡命者がこの道を通っている。ここではスイスを追放されてイギリスに渡る人々を調査することにするが、この流れは、ドイツ人亡命者の運動の中心がイギリスへと徐々に移って行く過程を示していて、スイスでのドイツ人の運動と、フランス、イギリスとの関係を知る上の大きなキーポイントとなる。マルクスも、1849年にパリからブローニュ経由でイギリスへと亡命するが、その時のマルクスも先人の轍を踏んでいる。これらの問題を取り扱うのが、「(上) フランス経由でスイスを追放されたドイツ人のルート」(本稿)である。

アメリカへ渡るものは、ルアーヴルの港から出港することになる。ドイツ人のアメリカへの移民は、ハンブルク、ブレーメンや、イギリス経由もいたが、

ルアーヴルからアメリカへ行くもの数も多くいた。こうしたドイツ人は、ドイツ人の悲惨な運命をフランス人に刻印するとともに、ドイツ人の政治運動の将来をアメリカへ求める動きの一つともなる。このドイツ人移民の多くは、パリや東フランスにいたドイツ人労働者とちがって、ずっと貧しい人々で、当時の亡命者の運動からも漏れている人々である。しかし、アメリカでの亡命者による労働運動を考えるためにも、彼らの追跡は重要であろう。実はマルクスも、パリにいた1849年アメリカへの移民を考えている。これらの問題は、「(中) フランス経由でアメリカへ渡ったドイツ人」(次稿)で取り扱われる。

1849年の革命の失敗以後、多くのドイツ人がフランスにやってくるようになるが、フランス政府が、危険人物を東フランスや、パリに居住させたくないという考えから、ドイツ人亡命者は、西南フランスへの移住を強要された。マルクスも1849年ブルターニュのモルビアン県への移住を求められている。こうしたドイツ人は、西南フランスへ仕事を求めて進んでいった。彼らは、リヨン、ボルドー、マルセーユ、さらにはアメリカ、アフリカへと進んでいく。こうした人々を追うことは、革命に失敗した人々のうちイギリスへ行かなかったものの実態を明らかにすることになる。こうした問題は、「(下) 西南フランス(特に1848年革命以後)」(次々稿)で取り扱われることになる。

(上) フランス経由でスイスを追放されたドイツ人のルート

a) スイスのドイツ人

スイスにおける急進的ドイツ人の活動が、フランスにおけるドイツ人の活動と並んで、初期の社会主義思想の形成及びその労働者への普及に果たした役割は、過大に評価しても評価しすぎることはないであろう。しかし、マルクスのいわゆる三つの源泉(フランス社会主義、ドイツ観念論哲学、イギリス経済学)の中にスイスが登場しないことから、スイスにおける社会主義思想の研究は活発ではない。しかも、マルクスのフランス社会主義をめぐる研究の中にすら登場しないのである。スイスでの活動の多くが、スイスでのみ行われたのではなく、

マッシーニの「青年ヨーロッパ」を中心とする国際交流、とりわけフランスとの交流で形成されていったことを考えると、スイスでの研究が、とりわけ軽視されていることは不自然である。⁽¹⁾しかも、スイスにおける労働運動のヴェテランである、シャパーやヴァイトリンクは、のちにマルクスやエンゲルスとブリュッセルの共産主義者同盟の覇権争いをするわけであり、その内容、さらに『共産党宣言』の正確な位置づけを知る上でも、スイスでの運動の盛衰は重要な研究課題と言わねばならない。スイスでの運動は、1834年から1836年の追放による弾圧政策、さらに、その後1843—45年の弾圧政策が大きな影響をもたらしている。この弾圧によって、ヴァイトリンクを初め、多くの重要人物がイギリスへ行かざるをえなくなり、イギリスがドイツ人の亡命者運動の中心に変わることになる。1848年革命以後は、完全にドイツ人の亡命者運動の中心は、ロンドンに移ることになる。その契機をつくったのが、そもそもスイスによるドイツ人の追放政策であった。

スイスでのドイツ人の運動は、正確に言えば、各州(Kanton)レヴェルで少しずつ拡大してきたもので、逆にそうしたことがスイスの統一議会による団結を強め、追放政策をまねくことになったが、しかし州による主権は、ドイツ人亡命者にどの州が法的に甘い地域かを知らせ、自然と団結を生むことにもなる。ドイツ人の運動は、「青年ドイツ」から始まるが、これは、マッシーニ(Mazzini, G.) (1805-72)を中心とする国際連合組織「青年ヨーロッパ」につながっており、ポーランド人、スイス人、イタリア人を巻き込んでいた。この点で、知識人による国際組織で、のちに形成され、結局頓座する共産主義者同盟の先駆けでもあった。こうした国際性が、フランス政府、オーストリア政府、プロイセン政府の恐怖を誘い、スイスへの圧力を生み出し、スイスの立場を苦しいものとするようになる。青年ドイツは、中でも大きな組織で、追放の最大の対象となる。

青年ドイツに関する追放のピークは1836年夏である。この追放は、まず第一にスイス連邦の結束を強める結果となったという点、第二にはフランスを通過してイギリスへというパターンを作った点、第三にドイツ人亡命者たちの運動が次第に急進化し、社会主義運動へと接近した点において非常に興味ある追放

である。この3つの問題を分析し、フランスにおける追放されたドイツ人を詳しく知ることが、本稿の課題である。

1) 青年ドイツ

マール (Marr, W.) (1819-1904) は『スイスにおける青年ドイツ』の冒頭で語る。「確かにこの国は美しい。地上のパラダイスである。そのためドイツの天使である警察も、遍歴職人がスイスへ渡ることを禁止したのである」[B, 19, S. 1]。このマールの言葉に示されるように、ドイツ人たちは、1830年代特にスイスの大地へ亡命することを好んだ。それは「スイスの人民の多くは、庇護権をたえず高く評価し、しばしば自由アルプスの地をヨーロッパの自由の中央部であると考えていた」[B, 32, S. 19]からであり、ドイツ人はその庇護権を利用することができたのである。

スイスへドイツ人が流れたのは、ブルシェンシャフトの崩壊以後である。フォーレン (Follen, A.) (1794-55) は、バーゼル大学の講師となり、そこから政治同盟の復興を考えたが、それは1830年以前のドイツ人のスイスでの活動の最初であった[B, 28, S. 8]。こうした時代のメンバーは、スイスで大学ができる⁽²⁾につれて大学教師として、スイスで知的影響力をもってくる。亡命知識人は、言語の違うフランス圏は別として、ドイツ圏では知的生活の営みを亡命前と同じ様に行うことができた。

1830年7月革命以後ドイツでは、各地で蜂起が起きる。有名なハンバッハ祭から、ドレスデン、ゲッチンゲン、フランクフルトでの蜂起は多くの亡命者を生んだ[B, 28, S. 10]。ゲッチンゲンからは、ラウシェンプラート (Rauschenplatt)⁽³⁾ (1808-65) が1831年1月5日の蜂起の失敗で、ストラスブールを経て、スイスのバーゼルにやってくる。また、1833年4月のフランクフルトの蜂起ではブライデンシュタイン (Breidenstein) 兄弟がベルンにやってくる[B, 29, S. 66]。彼らは、スイスの知識人を中心にドイツ共和制成立のための組織づくりをおこなう。それが青年ドイツをつくることになる。青年ドイツと連動していく組織が職人の組織である。

ドイツ人職人のスイスでの仕事は、フランスにおけると同様、仕立屋、靴職人、家具職人、鍵職人、塗装職人、製本職人、印刷職人であった[B, 32, S. 66]。ドイツ人職人の遍歴コースは、「まずバーゼルから入り、チューリヒ、そしてベルン、ローザンヌ、ジュネーヴというコースである。——彼らはマルセーユあるいはリヨンからパリ、ストラスブールを通過して戻ってくる」(1847年1月12日スイスのフランス大使の報告[B, 39, S. 83])。職人たちは、最初は非政治的組織である、読書クラブ、歌唱クラブをつくり、そこで新聞や雑誌を購入したり、講演を行ったりした。本来スイスの職人組織は、互助組合的性格が強く、青年ドイツほど急進的ではなかった。しかし、青年ドイツ派があいつぐ弾圧の中で職人組織との関係をつけ、またフランスの追放者同盟との関係が深まるに連れて、組織は急進化する。しかし、パリでも最初知識人が引っ張ったように、青年ドイツを中心に急進的運動は展開する。

青年ドイツ(表1参照)は、マッシーニの青年ヨーロッパ運動に呼応してできた組織であった。青年ヨーロッパは、サヴォア事件の後の4月15日ベルンで、ドイツ人5人、イタリア人7人、ポーランド人5人の代表によって作られた[B, 13, S. 49]。この組織は、ヨーロッパに共和制国家をつくるための協力組織であり、青年ドイツの中心は、ブルシェンシャフト運動で活躍した人物で、ブライデンシュタイン兄弟、シュトロマイヤー(Strohmeyer, F.)、バルト(Barth, K. Th.)、フェイン(Fein, G.) (1803-69)、ラウシュンプラート、コンブスト(Kombst)、ハロー・ハリック(Harro-Harring) (1796-1870)、ペタース(Peters,)、スクリーバ(Scriba) (のちにシャパーも加わる) などであった。青年ドイツに入っていたドイツ人の人数は明確ではない。

スイスにいるドイツ人人口については、すでに述べたが[B, 44, 上, p. 29ff], 1836年という限定で、特に急進的組織に参加していたと思われるドイツ人の人口をみると、次のような状況であった。まず急進的組織に参加しえる外国人の人数を出そう。当時のスイス全体の人口は2,130,000人で、そのうち外国人の人口は53,896人で、約2.5%であった(*Bericht der Kommission an die Tagsatzung, 1837*) [B, 17, S. 140]。そのうちチューリッヒ地区には6,366人の外国人がいて、

表1 青年ドイツ中央委員名簿 [B, 30, S. 23ff]

1834年はじめ	1834年6月追放後
<ul style="list-style-type: none"> ○ Breidenstein, A. F. ○ Barth, Th., C. ○ Peters, G. ○ Sharpff, Ch. ○ Breidenstein, F. L. 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Scharpff, Ch. ○ Schueler, E. ○ Soldan, C.
1835年	1835年
<ul style="list-style-type: none"> ○ Fein, G. ○ Peters, G. ○ Wolff, C. 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Shueler, E. Muehlhauser, J. Wochrlen, J. Thoelke, W.

(イルゼ報告書に掲載されているもの○印)⁽⁴⁾

そのうち20—40才までの男子外国人労働者が3,925人である。その当時警察によってチューリッヒ地区で追放もしくは逮捕された急進的な人々の数は約300人である。すなわち活動的な外国人労働者のうちの8%である。その割合で全体をみると、53,896人の8%で4000—5000人ということになり、活動的な組織に入り得る人口がこの数字ということになる。もちろん地域による片よりのあるので、この数字は実際には少なくなるであろう。次にそのうちのドイツ人の数を出してみる。チューリッヒのドイツ人の数は2000—3000人であるので、ドイツ人の活動的男子人口は、その3分の2として約1400—2000人となり、その8%が急進的人口とすることになれば、100—160人くらいということになる。スイス全体では、ドイツ人の数は10,000から20,000人の間であり、同じ要領で7000—14000人くらいの活動的男子人口、そしてその8%、500人から1200人急進的組織の人口が出てくる。しかし、チューリッヒはとりわけ急進運動の中心であるということ差し引くと、500人以下というのが実態であろう。しかし、この数はけっして少ない数ではない。

2) サヴォアへの進軍

スイスの庇護権を頼りにしたドイツ人たちに大きな打撃を与えたのはサヴォ

ア (Savoie) 進軍事件である。この事件を皮切りにスイス政府は危険な外国人を追放することに踏み切る。すでにスイスに亡命したドイツ人たちは危険なドイツ人ではあったが、スイスの独立と庇護権の中で本国からの追求を免れていた。しかし、1834年のサヴォア事件は、亡命者の庇護権に大きな影響を与える事件となる。もっともこの事件の中心はドイツ人ではなく、ポーランド人であった。

ポーランドを追われたポーランド人がフランスに庇護権を求めてきたことは、すでに言及したが [3, 44, 上, p. 26], 彼らは各地域に分散し、フランス政府の保護を受けていた。しかし、彼らの多くは軍人であり、祖国の独立に燃えるものであったため、そうした生活に満足してはいなかった。特に東にあった収容所では、ドイツで起こりつつある不穏な動きを感じながら、その運動に参加する覚悟を固めつつあった。1833年3月初め頃、ブザンソンの収容所にさまざまな噂が広まった。このうわさは、ドイツを中心としてヨーロッパで大きな革命が起こるというものであった [B, 27, S. 3]。そこでポーランド人たちは、ドイツ人革命家を救おうと考える。1832年からドイツ人は、ブザンソンのポーランド・カルボナリ党との関係をもっており、それがもとでポーランド人のスイスへの進軍が計画された。計画の実行にあたり、偵察隊がシュトゥットガルトに派遣されたが、何も起こっておらず、さらにフランクフルトへ3人が派遣された。フランクフルトの蜂起を受けて、ポーランド人は計画の実行を図る。

4月7日にブザンソン近くの村でミサを行い、オボルスキー (Oborski) が「全ドイツは蜂起の用意をしている。彼らを助けに行くのがポーランド人の義務であろう」 [B, 27, S. 3] と演説をし、スイス国境に向けて出発することになる。ブザンソンには、この知らせを受けてフランス各地のポーランド人が集まって来ていたが、彼らは一団となって進む。もちろんこうした集結にブザンソンの市民も驚き、市の警察はその軍勢を見て、軍の出動を要請した。ポーランド軍団は数百人という数であったため、フランスとスイスとの国境の村グーモワ (Goumois) でもその進軍をとめることも、問いただすこともできなかった。このことはスイス側も同じであった。4月9日にショー・デ・フォン (Chaux des

Fonds) の北 20 キロのセネレジエ (Saignelegier) 村に到達するが、抵抗のすべはなかった。その時に数えられた人数では「380 人」[B, 27, S. 6]であった。しかし、そのとき、フランクフルトの蜂起の失敗を知り、もはや援軍の必要性がないことを知る。しかし、もはやフランス軍がフランス側国境に到達し、戻ることが不可能となっていたし、スイスも軍を出動し、彼らの行動を監視する体制ができあがってしまっていた。そればかりか、バーデンは軍をスイス国境へ差し向け、その隣のヴェルテンベルクも国境を固めつつあり、完全に動きを止められてしまっていた⁽⁵⁾。

しかし、スイスは庇護権をもっており、亡命者をむげに断わるわけにはいかない国であった。そのため、彼らを追放することはできず、経済的支援の約束なく、ベルン地域へ限定して居住を許可せざるをえなくなる。ベルン政府は、ポーランド人をフランスへ帰還させようとするが、フランス政府はこれ以上危険な亡命者を受け入れることはできないとはねつける [B, 27, S. 15]。フランスは、国境を閉め、ドゥーブ県やブザンソンに残っているポーランド人を西のカーン (Caen) やサン・ブリュエ (Saint-Brieuc) に移住させることにする。そこで、ベルン政府はフランス外務省と折衝するが、フランス政府は、彼らがベルギーを通過してオランダへ渡り、そこからアメリカへ行くなら、その費用は出してもいいと言ってくる [B, 27, S. 17]。しかし、ポーランド人はアメリカへ連れて行かれることは望んでおらず、これを拒否することになる。結局、スイスはポーランド人危険分子をスイスに残さざるをえなくなる。ベルン政府は一定の援助金を与え、列強から恐れられる危険分子を内部に残すことになってしまった。

このスイスに残ったポーランド人は、やがてドイツ人やイタリア人の影響を受け、サヴォア進軍の原因となる。スイスはこの問題で列強諸国から厳しい政策を迫られることになるが、逆に中立を守り、スイス全体の意見の一致と結束を図るチャンスにもなる。

サヴォアへの進軍は、1834年2月に始まった。その中心はマッチーニであるが、中核を担ったのが、このポーランド人亡命者、イタリア人亡命者、ドイツ人亡命者、フランス人亡命者であった。主力は、あくまでもポーランド人で

あった。計画は、スイスからのポーランド人を中心とする軍団と（ドイツ人はラウシェンプラート他22名）、フランス側からのイタリア人を中心とした軍団をジュネーヴ近くで合流し、サルディニアのアヌマス（Annemasse）に向かい、武装蜂起を行い、サヴォアを独立に導くというものであった。しかし、当局の監視もあり、兵力は充分ではないまま、アヌマスまで行き、やがてジュネーヴへ撤退することになる[B, 17, SS. 193-200]。このとんだ革命騒ぎは、スイス政府の亡命者追放の格好の材料となる。スイス政府は、庇護権を使って武装蜂起に参加したポーランド人、ドイツ人、イタリア人を追放することになるのである。

b) スイスからの追放とフランス、そして列強

1) スイスとフランス政府、そして列強

i. 列強との関係

ウィーン会議以後に出来上がったヨーロッパ体制の中で、スイスの中立性は、列強の一種の緩衝地帯をなしていた。フランスに対する、ドイツ連邦、プロイセン、オーストリアとの緩衝地帯こそスイスであった。まさにこの中立こそ、スイスの強さであると同時に弱さでもあった[B, 28, S. 2]。だから1830年代のルイ・フィリップの政策は、スイスのこの中立性を自らの方に有利に展開すべく、親密な関係を持つことであった。対ドイツに対しては、ドイツの国家を危険に陥れる急進分子をむしろフランスは歓迎したし、列強から弾き出されたポーランド人もそういう流れでは歓迎していた。しかし、急進的運動そのものを保護していたわけではなく、むしろ警戒していた。フランス政府は、後にベルギー大使となりマルクス等の動きを監視することになるリュミニエール（Rumigny, M. H.）(1784-1871) 公をフランス大使として1831年7月24日スイス連邦議会の中心ベルンに送る[B, 4, p. 18]。

スイスは、いわゆる国家ではなかった。1815年の連邦法は、州政府を統一する主権国家の連合契約という形でスイス国家を作っていただけであった[B, 4, p. 55]。各州（Kanton）は、それぞれ1票の投票権をもっており、「連邦議会は執行機関でも、決定機関でもなく」[B, 4, p. 56]、意見がまとまらないときは、チュー

リッヒ、ベルン、ルツェルンなどに任されるといった弱い組織であった。あくまでも、州に権限があったのである。

フランスとスイスとの関係は、いくつかの問題を境に悪化していく。第一に宗教問題、第二にサヴォア問題、第三にコンセーユ事件、第四にドイツ人急進派と国王暗殺未遂との関係、第五にルイ・ナポレオン問題である。

最初の問題は、宗教問題である。1832年州政府とカトリック司教との対立がそれである。この問題は、ケルン教会闘争を含む一連のできごとの一つで、宗教と政治権との問題であった。アルゴヴィ (Argovie) の司教シュトックマン (Stockmann, J.) は、ドイツ人の結婚にはローマの許可が必要であるという命令を出し、スイスでの結婚を拒否した [B, 4, p. 248f]。ドイツ人は、この問題は教会の問題ではなく政治の問題であるとして、州政府に行き、州法で認めるよう要求した。この問題は、カトリック勢力の強いフランスの外交政策に暗い陰を落とすことになる。

1834年のサヴォア問題は、フランスから出て行ったポーランド人が、フランス領からサルディニアへ攻め込んだ事件であり、サルディニアとフランスとの関係だけでなく、スイスとの関係でも微妙な影響を与えることになったのである。その理由は、フランスはポーランド人をイギリスへ送りたかったにもかかわらず、スイスがそれを拒否したことにあった。そもそもスイスの庇護権が、事件を複雑にしていたからである。フランス政府は、ポーランド人を含めた外国人をフランスを通過させて、イギリス、アメリカに送ることをスイス政府に働きかけることになる。しかし、スイス政府には自治権があるわけであり、あくまでも決定権はスイス諸州にあった。

コンセーユ (Conseil) 事件は、フランス政府のスイスでの諜報活動に関係する事件である。この事件は、ドイツ人等の追放が行われていた時期の1836年7月のことであった。この事件は、1836年7月28日のルイ・フィリップ暗殺未遂事件であるフィエシ (Fieschi) 事件の関係者であるコンセーユが、警察の命を受け、スイスに潜入し、ドイツ人などの急進的活動の調査を行ったという事件であった。ベルン駐在の大使モンベロ (Montbello, N.-A.) (1801-74) は、ティ

エールより、コンセーユなる人物が、ナポレオン・シェリ (Cheli) という名でスイスへの旅券をとり、スイスで逮捕され、スイス政府が彼をフランスのスパイだと考えているという知らせを受けた [B, 4, p. 364]。コンセーユはフィエシ事件ではイタリア人、スペイン軍の軍曹であるとなっているが [A, 1, c]、スイス側によると、医学生のコンセーユがベルン警察に現れ、政治亡命者としてベルンへの滞在の許可を求めた [B, 16, SS. 11-14] ということであった。しかし、ベルン警察はこれを拒否する。彼のその後の行動は、1836年イギリスへ追放になるイタリア人のメタハ (Metaxa) に近付き、さらにはヌシャテル、ポンタルリエ、ブザンソンへ行き、今度はピエール・コレリ (Pierre Coreli) というパスポートに変える。ベルンの警察は、この人物の不信な行動に注目し、逮捕して吐かせることに成功する。その結果、彼がフランス政府がスイスに送り込んだスパイであり、任務はラウシェンプラート、ルフィーニ兄弟等スイスで活躍する外国人の監視であったことが判明する [B, 4, p. 365]。スイスは、フランスに強い抗議を行う。ベルン大使モンベロは、これを否定し、スイス人がフランスへ入ることを禁止する処置を内務省に要求するが、内務省は立場上窮地に陥り、結局実行できなかった。スイスの中央警察は、これを最大の成果であると喧伝し、スイスの中立性を誇ることになる。この問題は、フランス政府とスイスとの関係を微妙なものにしてしまった。

ルイ・ナポレオン問題は、外国人急進派の事件とすこし趣を異にするが、スイス、フランスを舞台とし、ルイ・フィリップ政府、スイス政府を悩ませた事件であった。この事件はドイツ人等の追放の直後に始まった。ルイ・ナポレオンは、1836年10月30日にストラスブールで蜂起をして、失敗する。彼は、母のオランダ王女がスイスに土地を買っていたおかげで、スイスからバーデンを経由してストラスブールへ侵入していた。ルイ・フィリップは、フランスにおけるナポレオン派の力を考慮して16000フランもの金を与え、ロリアン (Lorient) からアメリカ合衆国へ追放するという寛大な処置をとる [B, 16, SS. 19-39]。ところが、アメリカへ渡ったルイ・ナポレオンが、母の容態悪化にともない1837年暮れにスイスへ帰って、そのままスイスに住み着くことになってしまっ

たのである。フランス大使モンベロは、スイスへの帰国は許可していないと主張し、スイス政府に追放を要求する。その根拠は彼がフランス人であるというものであった。ところが、スイス政府は、こうしたフランスの行為を越権行為と考え「スイスがフランスの一地方ではなく、独立と地位を維持しうる国家であることを知らせるいい時期である」[B, 4, p. 468]と主張した。8月11日にチューリッヒのオーバーシュトラス (Oberstrauss) 地区では、彼に市民権を与えることを決定し、スイス人を外国の国家が追放することはできないとスイス政府は答える。それに対して、フランス政府はルイ・ナポレオンがスイスとフランスの二重国籍を持っているのが問題で、そのことがフランスの平和を脅かしていると反論する。結局、ルイ・ナポレオンがイギリスへ行くことによって問題は解決するが、フランス政府とスイス政府との間には大きなしこりが残ることになる。やがて、ルイ・ナポレオンは、1840年8月ブローニュに再上陸し、蜂起を行うが、再度失敗することになるので、この時の問題は大きな失策となる。

オーストリアを含むドイツ語圏とスイスとの関係も、1830年代は悪化の一途をたどる。カールスバートの決議以降多くのドイツ人がスイスに住み着き、反政府勢力を形作っており、そのこと自体彼らにとっては許しがたい状態であったが、その後フランクルトの蜂起に関連したポーランド人のスイスへの進軍、さらにそれに関連したサヴォアへの進軍といった動きは、ヨーロッパ青年同盟によるヨーロッパの共和化という流れで、ドイツ語圏の権力者をおびえさせていた。オーストリアは、こうした急進派の監視のために、1833年マインツ (Mainz) 情報局を設置する⁽⁷⁾。これは、執行権をもった国家警察ではなく、革命的謀議を監視する機関であり、その主要課題は、すでに存在する新しい謀議を追跡し、謀議のできるだけ完全な像とその秘密を探ることであった[B, 13, S. 72f]。こうした監視は、他の国でも行っていた。先のフランスのコンセーユ事件だけではなく、レッシング (Lessing) の事件がこうしたスパイ活動を表に出すことになる。特にプロイセン大使フォン・ロホウ (Von Rochow) は1835年から1839年までベルン大使を勤めるが、古いタイプの人間で徹底した監視をおこ

なった。フランス大使と組んで、ドイツ人の監視はスイスとの関係を悪化させてしまう [B, 250, S. 5]。⁽⁸⁾

レッシング事件は、1835年11月3-4日にかけてレッシング (Lessing, L.) (1812-35) という名のドイツ人亡命者でチューリッヒ大学の学生が、チューリッヒ郊外で殺害された事件である [B, 4, pp. 308-315]。問題は、彼はスパイであったため、急進組織の厳しい戒律によって処刑されたのではないかということであった。チューリッヒ政府は問題を大きくしたくなかったが、世論に押されて調査せざるをえなくなる。この事件は、スイス滞在の急進派が治外法権をもつことによって、武装化しそれが近隣諸国へ不安を与えているという問題に発展する。プロイセン政府も、オーストリア政府も当然としてそうした組織の追放を要求する。

ドイツ側がもっとも神経を尖らせたのがベルン近郊のレストラン・シュタインヘルツリ (Steinhoelzli) で開かれた 1834年7月7日の祭典であった。日曜日の午後2時に150人のドイツ人労働者がそこに集合し、ドイツの共和制化を求めて、公然と騒いだいうものであったが、オーストリア政府とプロイセン政府は大きな関心を払い、ベルン当局にドイツ人たちの追放を要求する [B, 4, pp. 205-245]。

メッテルニヒは当初スイスでの亡命者の運動にさほど関心をもっていなかったようであるが、ベルンの大使ボンベル (Bombelles, L.) (1780-1843) の通信の中で、次第に不安を募らせていく。ボンベルは政情不安の原因を亡命者に転嫁し、スイスは「ヨーロッパにとっての危険の竈」 [B, 17, S. 39] であると不安を掻きたてる。そして、これを作り出す原因こそ 1815年からの庇護権と出版であると考えることになる [B, 17, S. 48]。オーストリアの保守派は、スイスに亡命者の追放と出版の規制を要求することになる [B, 17, S. 80]。1830年代のベルンとウィーンとの往復文書の量を分析したレンハー (Lenherr) は、特に 1834年1月から8月が多く、その8割は亡命者関係であったと述べているが [B, 17, SS. 102-106]、まさにこのスイスの亡命者への不安と、それに対する政策が増えたことを物語っているといえる。こうした不安がスイスへの経済制裁という形で出現

する。

スイスの主な貿易国は、イギリス、アメリカ合衆国、サルディニア、フランス、オーストリア、ドイツ諸国であった。そのうちサルディニア、オーストリア、ドイツ諸国が、経済制裁を加えるというのであるから、かなりの打撃であった[B, 17, SS. 305-330]。ただし、フランス側国境がまだ開いており、時計、宝石などの輸出品は、こちらを⁽⁹⁾通ってイギリス、アメリカへ輸出されたので問題はなかった。フランスは、独自の貿易保護を行っていたが、オーストリアを中心とするスイス締め出しに参加しなかったことによって、莫大な利益を得るとともに、スイスに利することにもなった。しかし、そのスイスも最終的には譲歩せざるをえなくなる。スイス政府は、フランス、プロイセン、バーデン、ヴュルテンベルク、オーストリア⁽⁹⁾の厳しい要求に対して、毅然たる態度で庇護権や出版の規制に対して拒否してきたが、結局は「庇護権の乱用」という部分で屈せざるをえなくなる。1836年8月6日の州議会の議決は、「1. 州から許可された亡命を悪用し、スイスの国内にある平和と保証、あるいは中立、人権を、その行為を通じて危険におとしいれた亡命者は、同盟都市(Vorort)の影響のもとに追放されねばならない。——この追放は即刻行われねばならない。」[B, 16, S. 9]「2条——個々の調査の権利は州にあり、州は1条の完遂をその領域で行なう。州は最終的には、同盟都市の了解を取り付けねばならない。」「4条、州が以上の規定によって追放を義務づけられた外国人の追放を拒否し、怠る場合、同盟都市はそれをスイス連邦議会にかけ、連邦決定をすみやかに遂行——しなければならぬ」[B, 16, S. 9]というものであった。これによってスイスは、亡命者を庇護権との矛盾なく追放することができるようになる。

ii. 追放

穏和だったスイス政府が追放に踏み切るのは、1834年のサヴォア進軍事件がその契機であった。サヴォア事件では、青年ドイツとの関係が明白であったため、青年ドイツの中心にいたブライデンシュタイン兄弟、バルト、ペータース、ゾルダンが追放の対象となった(表2参照)。しかし、この時の追放は徹底したものではなかった。ブライデンシュタインのようにフランスを通過し、アメリカ

表2 1834年の追放者リスト [B, 11, p. 410] [B, 12, p. 129]

名前	出身地	年齢	追放の日	国境
Keller, K. F.	Baden	22歳	6月15日	ベルフォール
Haager, K.	Wuerttemberg	23歳	6月19日	
○ Breidenstein, A.	Hessen	23歳	6月23日	ベルフォール
○ Breidenstein, L.	Hessen	24歳	6月23日	
○ Barth, Ch. Th.	Rheinbaiern	28歳	6月23日	
○ Peters, G.	Preussen	22歳	6月23日	
○ Vincenz, K.	Rheinbaiern	25歳	7月13日	
○ Autenrieth, A.	Wuerttemberg	21歳	12月5日	

(イルゼ報告書に掲載されているもの○印)

カへと行くものもいたが、各地を転々とし、結局スイス国内に留まったものもいた。フランスへ向かったものは、ベルフォールからヴズールへ抜け、コルマル、そしシャロンに抜けて、カレーそしてイギリスへ向かった。このコースは、1836年のコースと同じである。この追放についての記録は、ジュラ県、上ソーヌ県、マルヌ県、ノール県⁽¹⁰⁾にある。ただこの時の追放者の多くは、スイスのポーランド人が主でドイツ人の数はわずか8名であった。ドイツ人の追放者が多いのは1836年の追放である。

スイス政府が1836年に追放に踏み切るきっかけとなったのは、ロシ (Rochi, J. E.) (1778-1848) の報告書である。ロシは、スイスにいる急進派の実態調査を行う命を受けた。ロシは、急進派が分散して居住しているため調査が難行 [B, 32, S. 4] すること、また多くの人物が偽名を使っていて人物の確定が難しい [B, 32, S. 5] ことを意識しながら、調査した。その結果、ドイツ人の亡命者がマッチャーニに関係していること、すなわち青年ヨーロッパと関係していることを突き止める。彼は亡命者を、a) 政治活動と関わりをもたないもの、b) 表面的につながりをもたないが、実際には持っているもの、c) 指導層にわけ、そのうちb), c) を調査対象とした [B, 30, S. 7]。

調査の対象は青年ヨーロッパであり、青年イタリアのマッチャーニ、青年ポーランドのシュトルツマン (Stolzmann)、青年ドイツのスクリーバの名前を突き止め、そのそれぞれの組織として、青年ドイツにたどり着き、ブライデンシュ

タイン、A. Fがその中心にいることを知る。その青年ドイツが、職人クラブとのつながりを持つために、読書協会に近付いており、その人数が300人はいることも掴んでいた[B, 30, S. 18]。しかも、ミュールハウザー (Mühlhauser) がパリの組織(「追放者同盟」)とも接近していたことも掴んでいた[B, 30, S. 21]。最初のドイツ人の中央委員会には、ブライデンシュタイン兄弟、テオドア・バルト、ゲオルク・ペータース、Ch. シャルクであったが、1834年6月3人が追放されて、新しい委員会がシューラー、ゾルダン、シャルク、G. フェイン、ミュールハウザー、デーレケなどによって結成されたことを調べ、この秘密組織の危険性を指摘する。この組織は、裁判権を持ち、裏切り者を死刑にする権利を持っている[B, 30, S. 27]。そこで当然ドイツ人スパイ、レッシングの殺人事件もこれと関係しているのではという重要な問題を指摘する[B, 30, S. 28]。また、彼らがスイスで武器を入手し、それが武装蜂起の危険を醸成していることも指摘する[B, 30, S. 30]。

こうした調査から、ロシは、1) 青年ヨーロッパの結成以来秩序破壊の活動が存在していること、2) その中心は庇護権を利用している政治亡命者であること、3) 同盟の中は沈黙であり、4) 独自の裁判制度をもち、5) 武器を携帯し、政治パンフレットを頒布していることを引出し、次のことを要求する[B, 30, S. 43]。「警察によって政府の費用で、金とパスポートを与え、フランス国境へ連れて行き、フランスの費用でイギリスに送るべきである」と[B, 30, S. 45]。そしてその人数は、43人であった。

この調査には、青年ヨーロッパの綱領から、委員会の名簿などの多くの付録が付けられているが、とりわけ重要なものは、11番の「スイスから政治的陰謀から生ずる政治的調査の結果として追放される外国人のリスト」(表3)である。これによって、追放者の名前があきらかになる。これには、さらに「スイスにおける政治的陰謀にかんする政治的調査の中に多少とも登場した外国人のリスト」がついているが、人数的には追放者の3倍である。

さてこのロシの報告書であるが、内容の正確さに対して疑義があった。つまりこれに対してすぐに批判のパンフレットが出版されるからである。ロシの資

表3 政治的陰謀から生ずる政治的調査の結果としてスイスから追放される外国人のリスト [B, 30, SS. 92-95]

名前	通称	出身	職業	追放の地
ベルリン地域				
○1. Barth, F. J. A.	Balubart	Wiesbaden	法学部学生	追放
2. Baumann, Ch. A. E.	Adler	Bremen	ブリキ職人	故郷へ
3. Bauer, C.		Warschau		Delle へ
4. Benzon, P. F. A.		Schleswig	植字工	Pontarlier へ
5. Bittmann, F. J.		Rheinbaiern	革職人	Delle へ
6. Bertaghini, C.		Modena	仕立屋	Pontarlier へ 自由意志で
7. Boschis, F.		Torino	語学教師	追放
8. Dorn, P. J.	Distel	Rheinpreussen	靴職人	Delle へ
9. Eckerbusch, C. L. B.		Daenemark	金細工職人	Delle へ
○10. Euler, C. H.	Stuekfass	Frankfurt a. M.	樽職人	Delle へ
11. Giorgi-Bertola		Rimini	軍人で教師	Pontarlier へ
○12. Harro-Harring	Hopfer Johnes	Schleswig	画家で教師	Delle へ
13. Heunisch, M.		Baiern	薬屋	Delle へ
14. Klenk, J. G.	Armenreich	Wuerttemberg	植字工	Delle へ
15. Knopp, J. Ph.		Hardt	武器鍛冶職人	Pontarlier
○16. Lemberg, G.		Rheinbaiern		Basel から 故郷へ
○17. Mathy, C.		Mannheim	ジャーナリスト	強制追放
18. Meyer, C. F.		Wuerttemberg	医学生	Delle へ
19. Migliari, G.		Ferrara	製本業	Pontarlier へ
20. Muehlhauser, J. A.	Harras	Baiern	植字工	Delle へ
○21. Preller, C.		Offenbach	書籍業	強制追放
○22. Stromeyer, F.	Stroh Fritz	Baden		Pontarlier へ
23. Thaelke, H. W.		Hannover	植字工	Basel から 故郷へ
24. Usiglio, A.		Modena	ユダヤ人	強制追放
25. Winkler, J. F.		Preussen		Pontarlier へ
26. Woehrlen, J. M.		Baiern	ブラシ製造人	Pontarlier へ

チューリッヒ地域				
27. Beck, Ch. C.		Baden	外科医	Delle へ
○28. Bruecher, W.	Fraeulein	Grossher.	床屋	Delle へ
	Nordmänn	Hessen		
○29. Diffenbach, E.	Cuentz I	Giessen	医学博士	Pontarlier へ
30. Goebel, G.	Knapp	Kassel	美容師	Delle へ
31. Mueller, G.	Romulus	Berlin	ジャーナリスト	Delle へ
	Silber			
32. Noth, J.	Hurrah	Homburg	植字工	Delle へ
		Rheinbaiern		Delle へ
33. Trapp, A.	Kugelstein	Sachsen		
		Meiningen		
○34. Vinzenz, C.	Drauf	Rheinbaiern	医学生	Delle へ
	Hans			
ノイエンプルク地区				
35. Geh, F. J.	Echo	Hannau	革靴職人	Pontarlier へ
36. Gerner, J. H.	Kehrum	Hannover		Pontarlier へ
37. Hettich, A.	Marfeld	Baden	靴職人	Pontarlier へ
38. Jaetsch, C. G.	Hoffnung	Sachsen	靴職人	Pontarlier へ
39. Keller, L.	Berthold	Breisgau	医者候補	Pontarlier へ
40. Lange, P.	Stock	Holstein	家具職人	Pontarlier へ
41. Wasserburg, J.	Kugel	Mainz	石版職人	Pontarlier へ
42. Weissenbach G.	Appollo	Rheinbaiern	煙突掃除人	Pontarlier へ
バーゼル地区				
43. Baelz, C.	Bonhoefer	Wuerttemberg	薬剤師	フランスへ
○44. Wolf, C. A.	Voran	Kurhessen	医学生	フランスへ

(イルゼ報告書に掲載されているもの○印)

料は、仏語版も出、スイス中で配布されたため、ヴォー (Vaud) 県から批判の文書が出る。この冊子の著者は、ロシ報告にはいくつかの間違いと資料上の操作があると指摘する。まず、大きな誤りは、1835年5月5日に創設されたスイス国民協会と7月16日に結成された青年スイスとは別組織であるということである [B, 8, p. 4]。またこのパンフレットの著者が青年スイスの綱領を書いた人物となっているが、そうではないという指摘、さらには、「ロシ氏はすべての資料を報告に加えているわけではなかった」 [B, 8, p. 11] とし、資料の作為性を主

張していた。確かに、調査自体が秘密結社に関するものであり、間違いは多かっただと思われる。しかし、この報告が追放に大きな力をもったことは事実であった。

2) フランスにおける追放者

i. スイス国境からフランス国境へ

イギリスは、スイスに対して他の列強に比べて非常に好意的であった。それはイギリスの対小国外交にあったが、その外交は、小国が列強の併合圧力に屈しないように支援することであった[B, 40, S. 13]。1832年からスイスのベルンに大使として赴任したのはリチャード・モリエ (Morier, R.) (1784-1877) であった。サヴォア事件、シュタインヘルツリによって引き起こされた列強とスイスとの緊張関係を取り持ったのは、このモリエであった。イギリスは、フランスやスイス同様基本的姿勢として外国からの政治亡命者を拒まなかった。しかし、彼らを歓迎したわけでもない。政治亡命者に対して、比較的甘かったスイスからの亡命者受け入れについても、積極的ではなく、基本的姿勢として受け入れたに過ぎなかった。

サヴォア事件をきっかけに、フランスからスイスに渡ったポーランド人の処遇の問題が1833年に起こるが、そのときもパーマストン内閣は、彼らの受け入れに好意的であったわけではない[B, 40, S. 115]。だから、彼らが合衆国へ向かうことを期待していた。

フランス政府は、ドイツ人を含む外国人政治亡命者を、フランスを通過して、イギリスへ渡ることを認め、さらにその通過に関しては、援助金と警察の護送を行うということをスイス政府に約束する。これによって政治亡命者によるフランス横断が始まる。

スイスとフランスとの国境ジュネーヴーリヨン間にはベルガルド (Bellegarde) があり、ロン・ル・ソニエに向けてはモレ (Morez) があり、フランシュ・コンテ、アルザス、ロレーヌに向けてはポントルリエ、デールがあった。追放者が、通ったコースは、おもにデールからベルフォールであったと思われるが、

表4 1836年6月末にスイス国境のフランスの県に配られたリスト[A, 2]

名 前	出 身 地
I サヴォア事件のリスト	
Agnelli, P.	Milan
Allemandi, M.	Turin (パリ警視庁のパスポートを持つ)
Allo, J.	Nice
Angelini, A.	Modene (ジュネーヴのパスポートを持つ)
Autenrieth, A.	
Barilli, V.	Reggio (外務省のパスポート)
Barth, F.	Zweibruecken (サールギミンのパスポート)
Basini, V.	Modene (パリ警視庁のパスポートを持つ)
○Breidenstein, L.	Hesse-Homburg (弁護士)
○Breidenstein, A.	兄弟 (医者)
Caroci, P.	Rieti (ローデズのパスポート)
Castelli, Ph.	Bresira (ジュネーヴのパスポート)
Ceroni, R.	Milan (ジュネーヴのパスポート)
Clara, C.	
Coltrini, S.	Ferrara (ジュネーヴのパスポート)
Fabrizzi, N.	Modene
○Gelpke, J.	Goslar (医学生, ハイデルベルクのパスポート)
Glanzer, W.	Hanau (ブラシ職人)
Haager, K.	Stuttgart
Hofbauer, K.	Nordhausen (医学生, リースタールのパスポート)
Lebert, H.	Berlin (医学生, ベルリンのパスポート)
○Litzius, B.	Ashaffenburg (法学生, フランクフルトのパスポート)
○Lenz, G. A.	Kempten (医学生)
Magni, L.	Rome (ベルギー外務省のパスポート)
Mazzini, J.	Genes (ジュネーヴのパスポート 人相書)
Pedroni, L.	Milan
○Peters, G.	Preussen (学生)
Pistrucci, S.	Rome (ベリンツォーナのパスポート)
○Rauschenplatt, E.	Hannover (バルセロナでイギリス政府からのパスポート 人相書)
Ruffini, J.	医学生
Ruffini, F.	兄弟
Ruffini, R.	兄弟 (マルセーユでアメリカ政府のパスポート)
○Rust, C.	(医学生)
Santavini, L.	Motiano

- Schapper, K. Nassau (森林警備員)
 Schleth, H. Holstein (法学生, ハイデルベルクのパスポート)
 Scotti, P. Alexandrie (ベリンツオーナのパスポート)
 Siber, E. Speyer (軍人, リースタールのパスポート)
- Soldan, K. Hessen (法学生, ダルムシュタットのパスポート)
 Sollan, J. Modene
- Steinmetz, W. Sachsen (教師)
 Toriani, J. Como
 Vassali, L. Milan
- Vinenz, W. Baiern (医学生)
 Wislizenus, F. Schwarzburg (医学博士)
 Zipf, E. Baden (法学生)
- II 政治的謀議でベルン地区から追放された亡命者
- Brucher, W. Lengfeld (理髪師, 1835年4月20日追放)
 Dunin, E. Pologne (偽名 Brzekowski, 1834年10月3日追放)
 Von Eyck, K. A. Donzbach (偽名 Altinger)
 Garenfeld, G. Bonn (アルジェで軍人, 偽名 Kornfeldski, 1835年2月4日追放)
- Granier, J. F. (『追放者たち』の編集者たち, 1835年3月追放)
 Gross, A. Frankenthal
- Hartmann, G. K. Würzburg (植字工, 1834年11月5日追放)
 Hofmann, M. Moosbach (法学生, 1835年2月追放)
 Magni, L. Rome (ベルギー外務省のパスポート)
 Roth, J. Homburg (植字工, 1834年11月5日追放)
- Sauerwein, W. Frankfurt (フランクフルトのパスポート)
- Scharppf, F.
 Schlotun, Ch. Rendsburg (リースタールのパスポート, 1834年11月5日追放)
 Shulze, F. Blaubeuren
- III スイスでの政治的謀議の疑いある亡命者リスト
- Bauer, F. Bruchsal (石鹸職人)
 Deptmayer, F. Hannover (大工)
- Dieffenbach, E. Giessen (医学博士)
 Von Eyck
 Fein, F. Dietenbergen (靴職人)
 Festschau, F. Frankfurt (ピン製造職人)
 Gobel, G. Kassel (理容師)
 Goritzky, L. Ludwigsburg (鍵職人)
 Hachensberger, J. Muenchen (仕立て職人)

Hellberg, L.	Hannover (ブリキ製造職人)
Hess, D.	Speyer (鍵職人)
Heuer, J.	Marburg (鍵職人)
Hoffmann, M.	Ulm (鍵職人)
Kohlhopp, S.	Kurhessen (靴職人)
Kratz, K.	Oesterreich (医学生)
Langkammer, G.	Ansbach (鍵職人)
Liehr, E.	Leipzig (皮革職人)
Loh, K.	Frankfurt
Lorenz, K.	Kassel (ブリキ職人)
Maass, F.	Schwäbisch Hall (家具職人)
Mott, P.	Fulda (靴職人)
Müller, J.	Berlin (ジャーナリスト)
Redikehr, F.	Preussen (時計職人)
Reif, L.	Baireuth (靴職人)
Roth	Homburg (植字工)
○Rothenstein	Frankfurt
Sieben, D.	Hohenecen (靴職人)
Steiner, J.	Rothenburg (靴職人)
Trapp, A.	Meiningen (医学生)
Traupel, L.	Aschaffenburg
○Vincenz, K.	
Walle, L.	Biberach (靴職人)
Weissmuller, H.	Fulda (靴職人)

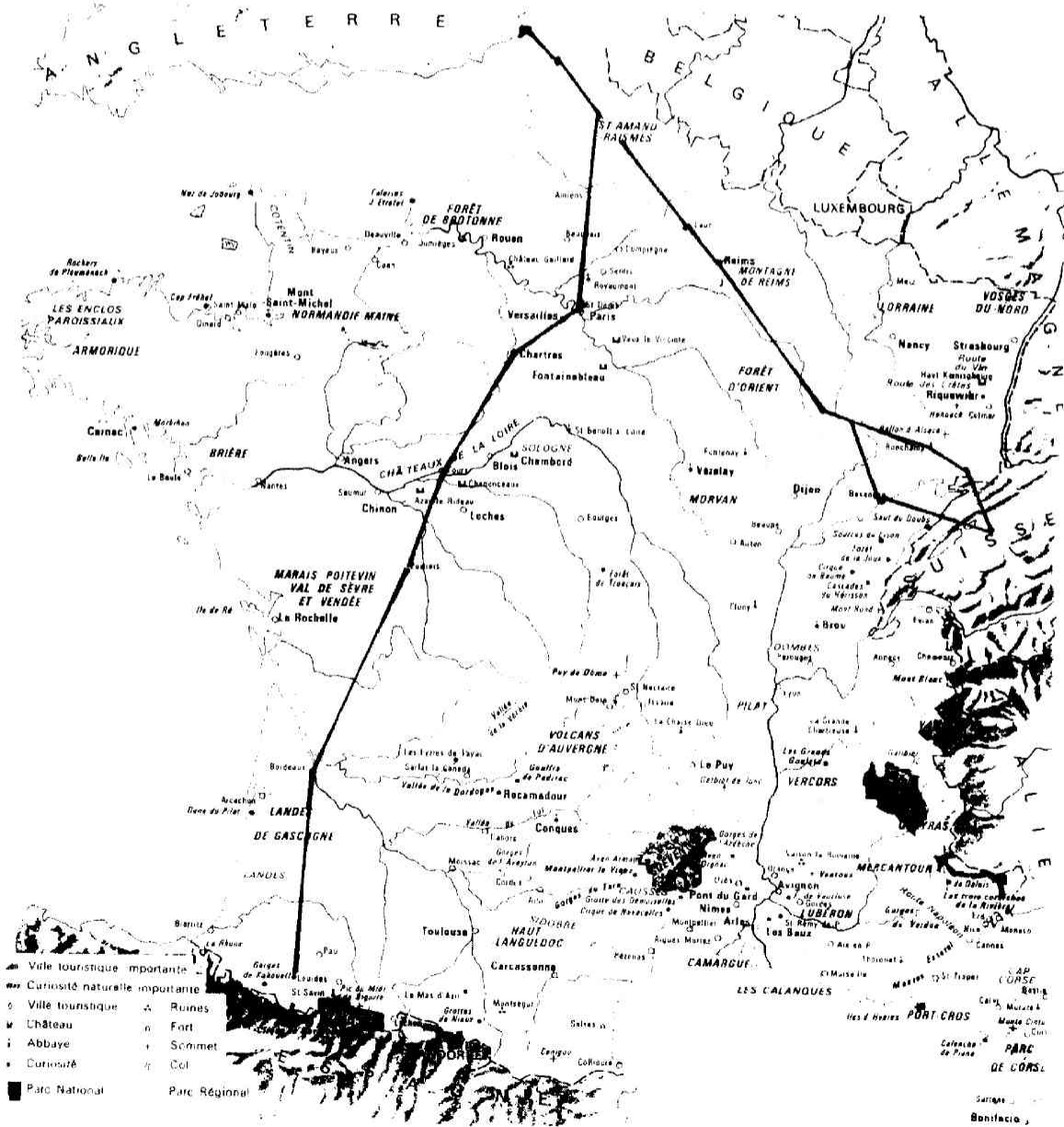
(イルゼ報告書に掲載されているもの○印)

リヨンに向けても政府の文書は発せられているし、そうした文書は、国境沿いの県になされたようである。本来地形的に言えば、北のバーゼルと南のベルガルドが平坦であり、もっとも通り安い国境であろう。バーゼルからジュネーヴまではジュラの山脈があり、楽なコースではなかった。あるアメリカ人は、ベルガルドの国境で、アメリカ人に対しては国境の検査が簡単であるが、イギリス人に関してはかなり厳しいものであったと書いている [B, 4, p. 34]。それによると鞆を開けられ女性の下着まで調べられたということであるが、これはフランスに流れるスイス時計の海賊品が多かったということのようであるが、1834年以降はフランスとスイスとの関係がこじれ、かなり厳しくなったものと思われる。またドイツ人についても厳しいものであったと思われる。ただ、皮肉な

ことにバーデンやヴェルテンベルクといったドイツ地域から出入りするより簡単であった。それは1834年にドイツからスイスへの職人の移動や留学が禁止されていたからであるし、追放問題も絡んで、ドイツ側との貿易も厳しくなっていたからである。

スイスから追放された亡命者のフランス横断のコースは、地図のようにイギリスへ向かう場合まずデールへ出て、ベルフォールからカレーまでの最短距離で進む。ポンタルリエへ出て、ブザンソンやロン・ル・ソニエまわりも

地図1 1836年追放者のフランス横断の経路



いたであろうが、多くはこのコースを辿っている。

政治亡命者が一番最初に通過する県には、追放者のリストが送られ、万全の処置が行われる。その一つの県であるロン・ル・ソニエ (Lon-le-Saunier) を見てみよう。ロン・ル・ソニエは、リヨンに近いこともあって、人権クラブなどの結社があり、1834年のリヨン蜂起の時は、市役所を攻撃もしており過激な思想の町でもあった [B, 7, p. 55]。スイス政府は、フランス政府に追放者のリストを渡し、フランス内務省は、県に対して、スイス政府の意向とフランス政府の対応を伝えている (1836年6月29日)。それによると、次のような条件がついていた。フランス外務省は追放者の入国を認め、彼らの唯一の避難地はイギリスであり、海峡を渡るために、フランスを横断することを認める。しかし、この時 (1) 到着する追放者の身分証を確認し、(2) 人相書との一致を確認し、(3) パスポートにヴィザを与え、旅程が定められた新しいパスポートを与え、(4) 目的地まで警察の護衛をつけることが義務づけられていた [A, 2]。送付された追放者のリスト (表4) は、第一は、サヴォア事件で追放されるメンバーのリスト、第二は謀議によりベルン地域から追放されるメンバーのリスト、第三はスイスでの政治行動によって嫌疑をかけられているメンバーのリストと、3種類に分かれている。しかし、このリストは極めて曖昧で、誰がイギリスへ行くのかという完全な資料ではなく、しかも彼らがどのコースを通るかもはっきりしていなかったのである。またこのリスト見るとサヴォア事件以後は、ドイツ人追放者の割合が高いということもわかる。革命家の多くは、ブルシェンシャフトの影響を受けた知識人層であった。

7月5日には、ベルンのフランス大使館からスイス政府が追放者をフランス国境まで護送するので、その後フランスまで護送することを願うという要求書が届く。この大使館の要求書は、ジュラ県、ラン県、ドゥーヴ県、上ライン県といった国境沿いの県に送られている [B, 11, p. 131]。これを見てもわかるように、追放者がどこを通るかということについて、各県は十分な情報を得てないということである。実際に多くが通過したのは、デールーベルフォールであり、ジュラ県、ラン県 (Wiener, H. が通過) は直接関係はなかった。しかし、

それぞれの県は、そうした人物の来訪に備える。ロン・ル・ソニエの警察は、7月7日スイスとの国境の町モレの監視体制に問題はないか問い合わせる。さらに7月11日内務省は、追放者を逮捕してはならないことも確認する。こうして、ジュラ県は監視体制を続けるが、結局追放者がモレを通過することはなかった。そのことは、8月24日のベルンのフランス大使館からの報告で、追放者はポンタルリエか、デールに向かったことが告げられていることでわかる。ロン・ル・ソニエでは、10月5日にすでにイギリスへ到着した追放者のリストを使って、今度は、彼らがイギリスからフランスへ渡り、再度スイスへ入らないように注意している。

ii. 追放者のフランス横断経路

結局スイスからの追放者は、ジュラ県やラン県ではなく、ドゥーブ県、とりわけ上ライン県を通過して、カレーを目指すことになった。比較的低いジュラ山脈のデールからベルフォールへ向い、上ソーヌ県のリュール (Lure) まで小高い山をのぼりヴズールに至り、上マルヌ県ラングル (Langres), ショーモン (Chaumont), ワシー (Wassy) まで丘陵地を抜けマルヌ県ヴィトリ・ル・フランソワ (Vitry-le-François) に行き、そこから平坦なシャロン・シュール・マルヌ (Chalon sur Marne), ランス (Reims), エヌ県ラン (Laon), サン・カンタン (Saint-Quentin), パ・ド・カレー県アラス (Arras) を通って、パ・ド・カレー県のサントメール (St. Omer), カレー港へ到達するコースが、その主要なコースであった。このコース以外にも、ポンタルリエからブザンソン (Metaxa, Bertaghini, Migliari, Bertola, Winkler, Woerlin, Knopp など), そしてラングルというコースもあったし、またブローニュからカレーというコースもあった。また変わったところでは、スイスからではなくピレネー山脈のガルラン (Garlin) から、ボルドー, アングレーム, ポワチエ, トゥール, シャルトル, ヴェルサイユ, サン・ドニ, アラス, サントメール, カレーというコースもあった (Weber, H.) し、カレーからイギリスではなく、ルアーヴルからアメリカへ向かう場合もあった。

1836年の追放者の護送との関連でフランス政府がもっとも恐れたのは、フラ

表5 ショーモンを通過した追放者の名簿 [B.12,p.413ff]

1836年7月18日		8月23日	
Jaetsch, K.	Sachsen	Wolff, C. A.	Kurhessen
Keller, L. G.	Baden	9月1日	
Geh. Fr.	Hannau	Boelz, C.	Bietigheim
Hettich, A.	Rastadt	9月5日	
7月19日		Berthagini, C.	Modene
Mueller, J.	Berlin	Dieffenbach, E.	Hesse
Vincenz, L.	Rheinbaiern	Harro Harring	Daenemark
Goebel, G.	Cassel		
Trapp, A. H.	Meiningen	9月7日	
Bauer, G.	Varsovie	Migliari, H.	Ferrara
7月20日		Bertola, S.	Rimini
Weissenbach, G.	Rheinbaiern	9月14日	
Querner, J. H.	Sachsen	Nowosielski, F.	Masovie
Wasserberg, J.	Maynz	Finck, X.	Carcovie
Lange, P. K.	Holstein	Diborwski, A.	Varsovie
7月21日		Szraeder, J.	Masovie
Roth, H.	Homburg	9月20日	
Meyer, K.	Wuerttemberg	Guendlc, G.	Gmuenden
Heunisch, M. J.	Baiern	Kratz, K.	Oestereich
Bruecher, W.	Gross Herz. Hessen	9月30日	
Hess, D.	Hambach	Maas, H. J.	Schwabischhall
7月23日		10月8日	
Euler, L. H.	Frankfurt a. M.	Kohlheppe, S.	Kurhessen
Eckerbusch, K.	Daenmark	10月26日	
Bittmann, F. J.	Rheinbaiern	Scriba, E.	Schweickartshausen
Beck, Ch.	Baden	Scriba, F.	
7月28日		11月10日	
Loh, J.	Frankfurt a. M.	Valek, V.	Biberach
Deptmayer, F.	Hannover	Heppe, A.	Gundenberg
Hoffmann, M.	Ulm	Kiessler, G.	Leipzig
Langkaemmer, J.	Ansbach	11月30日	
Burckhardt, A. H.		Oestereicher, V.	Sommerrach
7月31日		12月10日	
Benson, A.	Schleswig	Fischer, F.	Berlin
Dorn, P. J.	Rheinpreussen	Goebner, Ch.	Altona
8月2日		12月21日	
Klenk, H. G.	Wuerttemberg	Traupel, L.	Aschaffenberg
Rottenstein, G.	Frankfurt a. M.	1837年1月25日	
Muhlhauser, J.	Baiern	Vulpius, F.	Pforzheim
8月4日		Curtmann, C. L.	Hesse
Knopp, H. Ph.	Neustadt	4月4日	
Woerlen, H.	Nordlingen	Heyer, H.	Magdeburg
Winkler, J.	Preussen	10月	
8月17日		Aldringer, Z.	
Metaxa, A.	Italien		

ンスにいる亡命者たちの政治行動との関係であった。重要な拠点はストラスブール、ミュルーズ、ブザンソン、リヨン、マルセーユであるが、とりわけルートの関係では、ミュルーズであった。フランス政府は、6月25日のアリボー (Alibaud, L.) によるルイ・フィリップ暗殺未遂事件に神経をとがらせ、スイスへつながるシンジケートを追っていたため、フランス国内とスイスでのドイツ人の運動にも関心をもっていた。フランス警察は、アリボーがバルセロナにいた時、ラウシュンプラートに接近していたのではないかという情報を手にいれ [B, 12, p. 406] ていた。1836年7月スイスの警察がビール (Biel) でドイツ人亡命者シューラー (Schueler, E.) (1807-81) の家宅捜索をした際ミュルーズの青年ドイツ派からの手紙が見つかり、ベルンのフランス大使は、コルマールの上ライン県の青年ドイツ派の捜査をする (8月1日 コルマールから内務省への手紙 [A, 1, b])。その結果、レーヴェンフェルス (Loewenfels) の指導するミュルーズに支部が存在したことがわかった。そこで当局はアイヒホルン (Eichhorn, A.) とクルツ (Kurtz, F.) の家から、数冊の本を没収する (9月28日、内務省への手紙 [A, 1, b])。そこにはスイスから追放されたザウアーヴァインやフェネダイの本などがあつた。また、ミュルーズの青年ドイツ派の中の何人か、アイヒホルン、クルツ、フェルバー (Ferber), グロスマン (Grossmann, L.), ツァーリンク (Zerling, K.) などが審問をうけた (10月4日アルトキルシュからの手紙 [A, 1, b])。この事件から、フランス政府は青年ドイツ派の国際的シンジケートを掴む。青年ドイツの『北方の光』 (*Nordlicht*) とパリの『追放者』 (*Geachtete*) は、すでに相互に交換しあっていた。流通経路は、ストラスブール、ミュルーズで、この媒介には、フェネダイが関係していた [B, 37, S. 460]。フランス政府は、没収した本の多くがパリで印刷されていることをつきとめ、それを調査することを考える。しかし、このシンジケートについて、その後パリで調査された形跡はない。

フランス政府は、このような運動もあり、追放者を自由にカレーまで行かせることをせず、嚴重な護送で4、5人の集団でカレーまで送らせることにする。ベルフォールからミュルーズへの進路には注意をはらい、ヴズールへ送り届けている。護送に関しては、各県の警察が連絡を取り合い、通行証 (Ordre de Con-

duite) を渡していた。護送費用に関しては、追放者たちにもフランス政府から援助金が出されていた。追放者たちの宿は警察署であったとしても、日当1日、5ソルから10ソル出され、護送警官にも1日当たり軍曹には6フラン、伍長には5フラン、平巡査には4フランが払われた。内務省は50フランほどになると言っているが、かなりの出費であったことは確かである(1836年8月9日[A, 3])。もっとも護送されない場合もあった。また、追放者の中には豊かなものもあり、アルトリンガーのように急行馬車の費用を払い、カレーの港まで駆け抜けた例もある[B, 14, p. 410]。またシュトロマイヤーに関しては、一度イギリスに渡りながら、再度スイスに侵入し、ヴェヴェー (Vevey) で逮捕され、再度カレーに送られている(1836年12月12日ブローニュからカレーへの手紙[A, 3]) ので、費用が2倍になる場合もあった。

追放者は、通過する警察で必ず確認をしているので、経路変更や、脱走は不可能であった。追放者がベルフォールからカレーに着くまでの日数は、この連絡の日によって考えることができよう。ベルフォールからショーモンまで約200キロで、この地域には比較的高い山があるため大体4日、さらにそこから500キロ離れたカレーまで1週間である。この速度は、決して早くはないが、遅くもない。しかし、約2週間の護送は、警察にとっても大変なものであったことは確かである。追放者がフランスを通過し始めたのは、7月で、ほぼ12月までに大半の追放者はフランス横断を終えている(表5)。

iii. カレーの港

19世紀前半においてカレーの港はフランスからイギリスへ渡る港のうちでもっとも重要な港であった。ダンケルク、ブローニュ、ディエップ (Dieppe)、さらにはシェルブール、ルアーヴルなどもあったが、カレーがその中心であった。ディケンズ (Dickens, Ch.) (1812-70) は「よくもその低い門、低い堀、低い屋根、低い溝、低い砂丘、低い城壁、平べったい通りなどなどが、子供が海岸で作る砂のお城みたいに、とっくの昔に海の攻略包囲の前に全面降伏しないで済んだものだと、不思議に思えてくる。」(ディケンズ, C. 『リトル・ドリット 4』(小池滋訳) ちくま文庫, p. 9) と書いているが、カレーの町は人口9000人、ブロー

ニュと違って低地にある。そのカレーとドーヴァーを、すでに1820年から蒸気船が3時間で結んでいた(ドーヴァーから2時間半、ドーヴァーへ向けて4時間[B, 6, S. 236])。ブローニュからはフォークストーン (Folkestone), ルアーヴルとディエップからはブライトン (Brighton) 行きがあった[B, 3, p. 28]。この連絡船についてあるアメリカ人はこう言っている。「船は小さく、黒く、不潔で、狭く、最下層の部屋以外には一つの船室しかなく、そこも低く、狭く、8つのベッドが入れられていた。雨の日は中に入れぬお客は濡れるしかなかったし、出力は弱く、10—12時間もかかることもあった」[B, 3, p. 29]。この港は、他のどの港よりも検査が厳しかった。カレー経由でイギリスへ送ったのも当然であったといえる。パリへの便は、船に併せて運行されていたため、比較的よかったが、時間はじつに38時間もかかった[B, 3, p. 44]。カレー県は、けっしてドイツ人が多い地域ではなかった。1836年の統計を見ると、イギリス人が多いことがわかる。登録している外国人は約6000人、毎月に流入人口約100—1000人、流出人口は100—800であるが、追放者が渡った時期1836年7月、流入937人、流出467人、8月流入1055人、流出873人で、流入、流出とももっとも多い時期である[A, 1, a]。

カレーまでやってきた追放者は、すぐにイギリスに渡ったのだろうか。カレーに残された記録は、カレーまでの旅程に関するものであり、カレー港からイギリスへ渡ったことを確認する史料はない[A, 3]。しかし、カレー警察では、確認をしていたはずで、内務省からカレー市に届けられた史料(表6)では、カレーからイギリスに渡った人物が書かれてある。この史料は、カレー以外にも各地に送られており、カレーの史料をもとに作られたものと思われる。これによると58人の追放者のイギリス行きが確認されている。ショーモンを通過した人数が65人であり、差引で勘定が合わなくなっている。ベルトーラ、コールヘップはショーモンを通過しているものの、カレーを通過していない。しかし、カレーにはベルトーラに関する手紙が内務省から出されているし、コールヘップに関して、アラスから手紙が出されているので、カレーからイギリスへ渡ったことは間違いないであろう。また12月10日以降のショーモン通過者の名前

表6 カレーへ到着した追放者の名簿 [A, 2] [A, 3]

(10月7日内務省からカレー市へ訂正のための資料)

1. Hess, G.	Speyer	26. Langkaemmer, J.	Ansbach
2. Mueller, H.	Berlin	27. Burckhardt, A.	Altenburg
3. Vincenz, L.	Rheinbaiern	28. Benson, A.	Schleswig
4. Goebel, G.	Cassel	29. Dorn, P. J.	Rheinpreusen
5. Trapp, A. H.	Meinungen	30. Rottenstein, G.	Frankfurt a.M.
6. Meyer, K.	Wuerttemberg	31. Klenk, H. G.	Wuerttemberg
7. Heunisch, M. J.	Baiern	32. Muhlhauser, J.	Baiern
8. Bauer, G.	Varsovie	33. Knopp, H. Ph.	Neustadt
9. Bruecher, W.	Lengfeld	34. Woerlen, H. M.	Noerdlingen
10. Roth, J.	Homburg	35. Winkler, J. F.	Preussen
11. Hettich, A.	Rastadt	36. Berthagini, C.	Modene
12. Jaetsch, K.	Rheinbaiern	37. Dieffenbach, E.	Giesen
13. Geh. Fr.	Hannau	38. Harro-Harring	Daenmark
14. Keller, L. G.	Freyburg	39. Wolff, C. A.	Oberhausen
15. Weissenbach	Rheinbaiern	40. Guendle, L.	Gmunden
16. Lange, P. K.	Holstein	41. Kratz, K.	Oesterreich
17. Gerner, J. H.	Hannover	42. Metaxa, A.	Italien
18. Wasserberg, J.	Maynz	43. Migliani, H.	Italien
19. Euler, L. H.	Frankfurt a. M.	44. Maas, H. J.	Hall
20. Eckerbusch, K.	Daenmark	45. Nowsielski, F.	Polonais
21. Bittmann, F. J.	Rheinbaiern	46. Finck, X.	Polonais
22. Beck, Ch.	Hemsbach	47. Diborwski, A.	Polonais
23. Loh, J.	Frankfurt a. M.	48. Szraeder, J.	Polonais
24. Deptmayer, F.	Hannover	49. Boelz, C.	Bietgheim
25. Hoffmann, M.	Ulm	50. Goetz, F.	Frankfurt a. M.

その他

Valek, V.	Biberach
Scriba, F.	Schweichkarthausen
Scriba, E.	兄弟
Hepp, A.	
Kicsler, G.	Leipzig
Wiener, P.	
Sabel, F.	
Loesch, G.	

がないのは、通過者名簿が1月までのものであるからである。しかも、カレーの史料には1837年のものがないので明確ではない。逆に、ショーモンは通過し

てないが、カレーからイギリスへ渡ったものは、ビットマン、ゲッツ、スクリーバ兄弟など数人いる。サーベルとレシュは、スイスから追放されたのではなく、パリからイギリスへ向かっているし、スクリーバは上ライン県経由で来ている。したがって、この追放には、スイスから直接追放される人間以外が含まれていたと考えられる。その典型が、ヴェーバーで、ピレネーからイギリスへ向かっているのである。

追放されたヴィンツェンツは、ロンドンからラウシュンプラートへこの追放のことについて手紙で書いている。「すでに御存じのとおり、我々はスイスの警官によってフランスまで連れて行かれ、そこから警察よってドーヴァーまで連れて行かれました。すべて政府の費用で、食料、宿、交通手段が与えられ、我々の多くはフランスに再入国した時、金をもっていないと言ったので、自給5ソルを受け取ることになりました。知識人や文人は10ソルを要求しました。我々は8月2日から11月16日の間にロンドンに到着しました。——我々の数は少しずつ増えていき、34人になりました」[B, 23, p. 138]。

追放後の行動については3種類考えられる。一つは、再度フランスを通過してスイスへ侵入するものである。よほどの注意書きがまわらない限り、簡単にフランスへ行くことができたようである。次は、これにこりて二度とこうした運動に参加しなくなる場合である。トラップの場合がこれで、ヴィンツェンツは「トラップはエゴイズムからではなく、人間性という点から青年ドイツをやめました」[B, 23, p. 139]と言っている。最後は、イギリスからアメリカに渡り新大陸で新しい人生、または活動を行う場合である。ヴィンツェンツ自体がそれで、アメリカに渡ると手紙で書いている。

c) 1840年以後の追放

スイスからフランスを通過してイギリスへ渡ったドイツ人の移動は1836年で終るわけではない。確かにスイスでの運動は、この追放後その中心をフランス、イギリスへと移すことになるが、依然としてスイスにおいて運動の火は消えなかった。しかし、1836年の主要メンバーの追放により、ドイツ語圏スイス

表7 ヌシャテルから追放されたドイツ人[A, 5]

姓	年齢	職業	出身	概要
ボンで逮捕された共産主義者たち				
Michel, T.	25	靴職人	Württemberg	追放, 州国境まで連行
Schwenk, D.	25	靴職人	Prusse	追放, スイス国境まで連行
Mast, A.	28	靴職人	Bale (スイス)	釈放
Marquart, A.	20	仕立屋	Württemberg	追放, 州国境まで連行
Schmidt, J. J.	26	仕立屋	Meklembourg	追放, スイス国境まで連行
Biel, O.	33	靴職人	Thurgovie (スイス)	追放, 国境まで連行
Degen, J. C.	25	靴職人	Bale (スイス)	追放, 国境まで連行
Huber, J.	23	仕立て職人	Zürich (スイス)	追放, 国境まで連行
Senn, M.	20	木工職人	Bade	釈放
Wuersten, P.	28	仕立屋	Berne (スイス)	追放, 国境まで連行
Gerber, G.	24	仕立屋	Berne (スイス)	釈放
Affentrager, J.	24	靴職人	Lucerne (スイス)	釈放
Santschi, J.	22	靴職人	Berne (スイス)	釈放
Conrad, Z.	19	木工職人	Bade	釈放
ショー・デ・フォンで逮捕された共産主義者たち				
Gantert, P.	24	仕立て職人	Bade	追放, 国境まで連行
Rose, H.	30	仕立て職人	Saxe	追放, 国境まで連行
Rometsch, J.	24	仕立て職人	Württemberg	追放, 国境まで連行
Buechler, H.	25	仕立て職人	Bavière	追放, 国境まで連行
Baader, P.	25	靴職人	Bade	追放, スイス国境まで連行
Vogt, G. J.	35	仕立て職人	Bade	すぐに釈放
Meuller, J.	29	靴職人	Württemberg	追放, スイス国境まで連行
Maier, Ch.	24	仕立て職人	Bade	追放, スイス国境まで連行
Lang, B.	24	仕立て職人	Bade	追放, スイス国境まで連行
Wunderli, A.	22	仕立て職人	Bade	追放, 国境まで連行
Schaeffer, B.	25	仕立て職人	Bavière	追放, スイス国境まで連行
Hesch, D.	22	仕立て職人	Hesse-Darmstadt	追放, 国境まで連行
Hörnel, G.	22	仕立て職人	Bade	追放, 国境まで連行
Mogg, P.	32	靴職人	St. Gall. (スイス)	釈放
Schaefer, J.	27	仕立て職人	Hesse	釈放
Hebenstreit, J.	41	仕立て職人	Hesse	釈放
Helm, K.	30	仕立て職人	Bade	追放, スイス国境まで連行
ヌシャテルで逮捕された共産主義者				
Tuffendsam, K.	39	仕立て職人	Württemberg	追放, スイス国境まで連行

Staub, H.	29	仕立て職人	Zürich	追放, 国境まで連行
Lips, H.	19	靴職人	Zürich	追放, 国境まで連行
Kohler, M.	21	仕立て職人	Hohenzoll	追放, 国境まで連行
Schussler, J.	25	仕立て職人	Baviere	追放, 国境まで連行
Hausmann, L.	21/2	仕立て職人	Bade	追放, 国境まで連行
Eigenmann, J.	18	靴職人	St. Gall (スイス)	釈放
Sternbacher, A.	25	仕立て職人	Württemberg	追放, 国境まで連行
Stoerr, Ch.	25	靴職人	Württemberg	釈放
Schumm, J.	24	木工職人	Württemberg	釈放
Hausmann, G.	26	靴職人	Württemberg	追放, 国境まで連行
Fehrle, B.	24	靴職人	Bade	釈放

ショー・デ・フォンで逮捕された青年ドイツのメンバー

Obrecht, R.	32	靴職人	Berne	釈放
Hügli, F.	26	靴職人	Soleure (スイス)	釈放
Heitmann, Ch.	29	靴職人	Braunschweig	釈放
Bundt, F.	28	製本職人	Württemberg	釈放
Voegtle	29	仕立て職人	Württemberg	釈放
Gesswein, J.	28	木工職人	Württemberg	釈放
Schmidt, M.	26	仕立て職人	Bade	釈放
Ammann, G.	19	靴職人	Bade	釈放

逮捕されなかったが、ファーヴルとラルディに審問されたロクル (Locle) の在住者

Haas, K.	30	木工職人	Bade
Pfaff, J.	41	仕立て職人	Bade
Sipptler, J.	29	大工	Berne
Pfeiler, A.	24	大工	Württemberg
Kuhn, L.	25	靴職人	St. Gall (スイス)

での力は弱まり、その力はジュネーヴとローザンヌといったフランス語圏で生き延びることになる [B, 31, S. 66]。そしてスイスにおけるドイツ人組織は、1840年代に徐々に各地に広がっていく。この時代の中心は、もはや青年ヨーロッパの運動ではなく、社会主義運動である。しかも、その中心に立つのが、青年ドイツの運動の時代と違って、ブルシェンシャフトなどの残党知識人ではなく、大学で教育を受けたことがない職人達であった。そしてその運動の中心地は、ジュネーヴ、ローザンヌ、ヌシャテル、ベルン、チューリッヒであった。

1840年代のスイスからのドイツ人亡命者の追放にとってもっとも決定的で、もっとも有名なものはヴァイトリンクのチューリッヒからの追放であろう（裁判記録がチューリッヒ国立公文書館にある[A, 6]）。しかし、彼の追放は、スイスにおけるドイツ人共産主義者の活動の最後を飾るできごとだったかもしれない。1843年のチューリッヒでの裁判、拘留の後1844年10月にロンドンに追放されたヴァイトリンクは、スイスからイギリスへの流れの中でもっとも有名な人物かもしれない。しかし、ヴァイトリンクはスイスからフランス経由でイギリスに行ったのではない。彼はドイツを経由してイギリスへ行ったのである。その理由は、すでにフランス政府は、ドイツ人の通過を快く思っておらず、スイス政府の懇願にもかかわらず、入国の拒否をしていたからである。1840年代のスイスから、イギリスへの流れは、必ずしもフランス経由ではなくなったのである。

ジュネーヴには、急進的ドイツ人の読書協会が存在し、そこを中心にベッカーやヴァイトリンク、デーレケなどを集めることになる。ジュネーヴの外国人登録はもっとも進んでおり、ベッカー（No16047, 1839年9月11日, 27歳, 神学者, ホッフヴァイセル出身, ルソー通り100番のリヨン（Lyon）氏のところで講義を行う[A, 3, b, c]）やヴァイトリンク（No. 206671841年6月26日, 33歳, 仕立て職人, ハンブルク出身, 独身, デリネリ（Delinerie）街121番[A, 4, a]）の住居はそれですぐにわかるほどである。当時（1841年）のジュネーヴのドイツ人は、サヴォア人を除けばもっとも多く、ヴェルテンベルク、バーデンの順で100人くらいはいたようである。しかも職業は靴職人、仕立て職人が多くいた。こうした職業こそ、共産主義組織の中心となる組織であった。

フランスもその後スイスでのドイツ人の活動を無視していたわけではなかった。それは、1836年アリボー事件でも問題になったようにドイツ人との関係が当局にとって気になる問題であったからである。特に1840年代は、フランスの過激な共産主義思想とドイツ人との関係が問題となる。1841年12月ケニス事件の捜査の中で、フランスの共産主義者とスイスのドイツ人秘密結社との関連をベルンのフランス大使館が知ることになるからである。それは、フランス共

産主義者がジュネーヴのドイツ人たちに共産主義の学説を広めようとしているという情報であった。『ドイツ青年の救済の声』という新聞が、ジュネーヴで印刷されているが、その費用はフランス人が出しているというものであった [B, 11, p. 145]。この投書は実はヴァイトリンクと親しいヘルマン・デーレケが書いたもので、デーレケはスパイ活動をしていたわけである (3月29日) [B, 11, p. 152]。この情報をもとに、パリのドイツ人の団体 (これについてはANに史料がある [B, 44, 上, p. 41]) との関係が調査され、ヴァイトリンクがパリからジュネーヴに来たという動きが注目される [B, 11, p. 148]。ラムネーの学説の流布の場がドイツにある可能性が指摘されるが、フランス語でないため、あまり恐るるにたりないとジュネーヴ近くのゲックスの警官は答える [B, 11, p. 148] (1841年12月25日)。翌年1月13日には、この警官はまったくフランスの共産主義者との関係はないと断定する [B, 11, p. 150]。この報告はある意味では正しい観察であった。フランスの共産主義者との十分な協力関係は、1839年の季節社の蜂起を含めて確認されないからである。むしろこの時期独仏を結び付けたのはフェネダイたちであり、その流れは職人たちよりも知識人の流れであった。しかし、『ドイツ人青年の救済の声』の出版者であったバウアーは3月16日フランスから追放され、イギリスへ向かう。それは季節社関連でシャパーがイギリスへ渡り、『フォアヴェルツ』関連でマルクスたちがフランスからベルギーへ (当初はイギリスと思われていた) 追放されたのと同じである。

フランス政府のジュネーヴに対する疑いはその後も強まり、ジュネーヴ政府へ圧力をかける。その結果、1845年4月7日、ジュネーヴ政府は、ドイツ人共産主義者の追放を決意し (ドイツ人26名 [B, 38, S. 258])、ベッカーを含むドイツ人がジュネーヴから追放され、ゲクス (Gex) やブール・アン・ブレス (Bourg en Bresse) を通り、イギリスに向かうかもしれないので注意せよという指令が出される [B, 12, p. 162]。しかし、フランス政府は1836年の時と違い、フランス入国を避けようとした。そのためベッカーはローザンヌ、チューリッヒとスイス内を転々としていたし、その他のものもフランスで拒否されてローザンヌに集まることになった。しかし、フランス政府は9月には、ドイツ人亡命者にフ

ランスの通過パスを与え、第三国へ追放するという手に出る [B, 38, S. 260]。

ルツェルン (Luzern) でもドイツ人亡命者の追放があり、フランス政府は、彼らが、ドイツへ帰ることを望まないので、フランスへやってきて新たな混乱の火種になることを恐れていた [21, S. 164]。そこで、フランス大使は追放者の名簿を送り、注意を促す。この名簿にはゲオルク・フェインを含め 23 人がいた。彼らが具体的にフランスに落ち着いたのか、イギリスに渡ったのかは不明である。

ローザンヌに近いヌシャテルはクールマン (Kuhulmann) の影響で拡大する。湖畔の傾斜地の美しい町ヌシャテルはフランスにも近く、フランス語圏であり、フランス政府もこの地での動きに注目する。ヌシャテル地区の人口 (1844 年) 66289 人、そのうち外国人が 4670 人 [B, 37, p. 1]、ヌシャテル市は人口 (1848 年) 6314 人で、そのうち外国人 1477 人で [B, 2]、かなり外国人の人口の多い地域であった。特に時計をあつかう商人や職人達が多く、ドイツ人の数も多くいた。特に、ヌシャテルからフランス国境に向けて山を登ったところにショー・デ・フォンという町があるが、ここは、ブサンソンへ抜ける道でもあり、フランスとの関係でフランス政府が監視をしていた地域でもあった。1841 年 10 月 23 日には、ジュネーヴでの動きと比例して、フランスとの間を行き来していた W. シュトレールがその中心であることを突き止めていた [B, 18, p. 2189]。1845 年 9 月 29 日の内務省からギゾー宛の手紙では、ヌシャテル州にフランスとスイスで連絡網をもつ結社の存在を掴んでいる。そして、彼らが追放されフランスへ来る可能性があるので、ベルンの大使にリストを要求している [B, 11, p. 190 f]。このリスト作成を行ったのは中央警察署長官ファーヴルとポン (Ponts) の市長ラルディで、彼らは報告書を残している [B, 9]。ショー・デ・フォン地区の大物は、デーレケ (Doeleke) (アルジェリアへ行く) で、デーレケとヴァイトリンクやマール (ドイツに帰る) との関係も調べられ、青年ドイツと共産主義との関係も調査されていた。

作成されたリスト (表 7) [A, 5] を見ると、スイスからの追放者と、ヌシャテル州からの追放者に分かれている。スイスからの追放者は、おそらくブザンソン

に向けての国境へ連れて行かれたのかもしれない。州からの追放者は、他の州に向けて居場所を点々とすることになる。また逮捕されたにもかかわらず、釈放されているものもある。多くは、スイス人であり、スイス人には国外追放の法令が生きないためにそうしたのかもしれない。次に職業構成であるが、ここには学生や知識人の姿がほとんど見えない。職人のなかでも、仕立屋と靴職人がとりわけ多く、次に木工職人である。これらの職種は、共産主義運動の中心となる職種で、ヌシャテルの組織もそうした職業のシンジケートから成り立っていたのかもしれない。

こうして1845年を境としてドイツ人のスイスでの運動は急速に縮小して行く。その後、スイスがドイツ人急進派の中心に立つことはないが、1848年の2月革命から、1849年にかけて、再びドイツ人の亡命者がやってくることになるが、その時期はほんのわずかであった。

小 括

スイスからの追放の道は、フランスにとってはいわば通り道であったにすぎない。しかし、この追放にフランスが果たした役割は大きく、また1830年代にあれほど勢いを持った青年ヨーロッパの運動を阻止するために果たしたその役割は大きなものであった。スイスは、この圧力の中で、中立の地位を消極的な形ながら放棄しなければならず、その後共産主義者の時代になってもスイスは中立な立場を維持することはできなくなっていた。結局、1830年代と同じように、ドイツ人の急進派はスイスに活動の場を得ることなく、イギリスへ向かうことになる。それは、フランス国内においても同様であった。1840年代後半はドイツ人がもっとも増えた時代であるが、後半にはドイツ人亡命者の中心ではなくなりつつあった。この立場を決定的にするのは2月革命である。

(注)

(1) スイスにおけるドイツ人の研究は、最近になって発展してきた研究分野だと言え

る。最初に綿密な実証研究が始まったのは1900年前後のことである。シュミットは青年ドイツの動きとドイツ人追放に至る過程を克明に調査しているが[B, 32], その後続くブリュガー[B, 5], シュテルン[B, 35], ケラー[B, 13]の1920年代までの文献は、ソ連、東欧の研究者たちによって、ドイツの急進運動よりもそれに対する政治的弾圧の正当性を強調するブルジョア的視点で書かれたものであるという批判を受けることになる[B, 14, S. 6]。1920年-30年代の研究は、スイスのドイツ人に関して、1970年代以降の研究水準を支える緻密な実証研究となっているのであるが、ソ連、東欧の研究者たちからは、一括して社会民主党的色彩を持った研究として無視されることになる。1920年代の研究のすぐれた点は、社会主義運動にのみ力点を置いていないこと、したがってマルクスに酷評される者たちも、高く評価されていることである。特に20年代30年代の研究は、スイスとドイツ、スイスと列強といった立場で研究され、初期社会主義の源泉の一つとしてよりも、むしろドイツ人の急進運動と国際世界との関係に焦点を絞ってなされており、少なくとも最近の研究の先駆となっている。ただいずれにしろ、この時期の史料は豊富で、大変な作業である。ブリュガーは、ヌシャテルのアルシーヴへの手紙で「史料がおそろしく多くて、1843年までに限らなければならなかった」と言っている[A, 5]。

ソ連、東欧の研究は、一転してスイスのドイツ人研究を初期社会主義の研究、とりわけ、マルクスの宿敵ヴァイトリンクへのマルクスの攻撃を補強するための研究へと変えてしまう(その結果としてヴァイトリンクの研究を高めることにはなった)。こうした研究の影響は、戦後になってこの分野に参加したわが国の研究者(スイスのドイツ人に関しては興味をもたなかったが)にも影響した。

しかし、一方この流れが初期社会主義をそれ独自に研究する方向として西側では受け継がれ、シーダー[B, 31]による緻密な初期労働運動の研究を始まりとして、マルクスと切り離された初期社会主義研究として進められて行く。シーダーの研究は、たんにドイツ人の急進派を研究するのではなく、彼らの廻りにいるすべての人々を扱うことによって、当時のドイツ人の移民、亡命の総体的姿を描き出そうとした点で、20-30年代の研究に継続するものであった。こうした流れは、70年代のグランジョン[B, 11][B, 12]へと受け継がれ、マルクス主義の先駆ではないスイスのドイツ人像が形成されていく下地となって行く[B, 13][B, 33][B, 34]。わが国でも良知の『マルクス批判者群像』[B, 46]『資料ドイツ初期社会主義』[B, 45]は、従来無視されていたスイスのドイツ人たちをあぶりだすことによって、マルクス主義的研究への批判の基礎を作った。その後にあげるべき研究は石塚[B, 42]の研究であろう。

(2) 1834年に創設されたベルン大学は、教授のうち少なくとも17人がドイツ人であった。最初の学長も、ドイツの革命家W. シンネルであった」[B, 36, p. 339]

(3) スイスでのラウシェンプラートの活動については、ロベールの文献参照[B, 29]。この文献には、彼が、スイスの中で独立した自治を持つディーフリンゲン共和国

(Diepflingen) を建設しようとして失敗したことが書かれている。

- (4) イルゼの記録集[B, 15]には、付録として政治亡命者のリストが付けられている。このリストはスイス、フランスへ亡命している数百人のドイツ人を含んでいる。
- (5) バーデンでは1833年4月24日、ベリラッハから、ポーランド人は当面恐怖の対象ではないという報告を受け、援助金の額なども調査している。1834年のサヴォア事件の時は、ラウシュンプラートの調査をしている。とりわけカールスルーエの内務省は彼の入国に注意を払っていた[A, 7]。
- (6) 1830年代、40年代のスイスにおけるプロイセン大使は、オテルシュテット (Otterstedt) (1769-1850) 1833-35年、ロホウ 1835-1839年[B, 24]、ブンゼン (J. Bunsen) 1839年-1842年、ヴェルター (Werther, K.) 1842年-46年である[B, 25]。
- (7) マインツ情報局の報告については、[B, 1]を参照。
- (8) 1830年代のフランスのスイス大使は、リュミニエー 1831年-1835年、モンベロ 1835年-1838年である。1830年代のオーストリアのスイス大使として活躍する人物はボンベルで、イギリスの場合はモリエであった。
- (9) スイスと列強との関係に関する文献に関して、たとえばフランスに関してはピオデがもっとも重要[B, 4]で、オーストリアとの関係については、ネフ[B, 22]、ヴィンクラー[B, 41]、マルクス[B, 20]、プロイセンに関しては[B, 26]がある。
- (10) すでにグランジョンが上ソーヌ県、ジュラ県、マルヌ県の資料を調査している。本稿では、これに従来調査されてなかったカレー市の資料を付加してある。

A.

- (1) Archives Nationales
 - a. F⁷ 11980
 - b. BB¹⁸ 1364
 - c. CC679
- (2) Archives départementales du Jura
M21
- (3) Archives communales de Calais
I-2
- (4) Genève, Archives d'Etat de Genève
 - a. Etrangers Da 16
 - b. Etrangers Da 14
 - c. Etrangers Da 25
- (5) Neufchatel, Archives anciennes de la ville de Neufcahtel
Série V4a Jeune Allemagne 1832-1841. Documents allemands saisis.

- (6) Zürich, Staatsarchiv des Kantons Zürich
Polzeiwesen 239, Kommunisten, Sozialisten, Anarchisten, I. 1843-45
- (7) Karlsruhe Generallandes Archiv
Abt. 236 Polizei-Innenministerium

B.

- (1) Adler, H. hrsg., *Literarische Geheimberichte, Protokolle der Metternich-Agenten*, Bd. I, II, Köln, 1981.
- (2) *Almanach Neuchatelois pour 1849*, Chaux-des-Fonds, 1848.
- (3) De Bertier de Sauvigny, *La France et les Français vus par les voyageurs américains 1814-1848*, Paris, 1982.
- (4) Biaudet, Ch., *La Suisse et la monarchie de juillet 1830-1838*, Lausanne, 1941.
- (5) Brügger, O., *Geschichte der deutschen Handwerkervereine in der Schweiz 1836-43*, Bern/Leipzig, 1932.
- (6) Cannabich, G. Fr., *Neuestes Gemälde von Frankreich*, Wien, 1830.
- (7) Desaunasis, A., *La Révolution de 1848 dans le département du Jura, Volume du centenaire de 1848 dans le Jura*, Lons-le-Saunier, 1948.
- (8) Druey, H., *Réponse au gouvernement de Berne au sujet du rapport de M. Roschi*, Lausanne, 1836.
- (9) Favre, A, et Lardy, D. J. U., Generalbericht [...] über die geheime deutsche Propaganda, *Eidgenössische Monatsschrift*, Zürich, 1846.
- (10) Gerlach, A., *Deutsche Literatur im Schweizer Exil*, Frankfurt a. M., 1975.
- (11) Grandjonc, J., *Les Emigrés allemands sous la monarchie de Juillet, Etudes Germaniques*, Aix-en-Provence, 1972.
- (12) Grandjonc, J., *La France et les émigrés allemands expulsés de Suisse (1834-36)*, *Cahiers d'histoire*, Lyon, 1968.
- (13) Keller, H. G., *Das "Junge Europa" 1834-36*, Zürich und Leipzig, 1938.
- (14) Kowalski, W., *Vorgeschichte und Entstehung des Bundes der Gerechten*, Berlin, 1962.
- (15) Ilse, Fr., *Geschichte der politischen Untersuchungen, welche durch die neben der Bundesversammlung errichteten Commissionen, der Central-Untersuchungs-Commission zu Mainz und der Bundes-Central-Behörde zu Frankfurt, in den Jahren 1819 bis 1827 und 1833 bis 1842 geführt sind*, Frankfurt a. M., 1860.
- (16) Langhard, P., *Die Politischen Polizei der schweizerischen Eidgenossenschaft*, Bern, 1909.
- (17) Lenherr, L., *Ultimatum an die Schweiz*, Bern, 1991.
- (18) *Manuel du Conseil d'Etat, com. le 1 juillet 1841 fini le 31 Déc. 1841*, Vol. 201, 2

- Semstre, 1841.
- (19) Marr, W., *Das junge Deutschland in der Schweiz*, Leipzig, 1846. (Taunus, 1976)
- (20) Marx, J., Oesterreichs Kampf gegen die liberalen, radikalen und kommunistischen Schriften 1835-48, *Archiv für Österreichische Geschichte*, 128, 1, Wien, 1969.
- (21) Müller, A., Jungdeutsche Elemente in Luzern, *Zeitschrift für Schweizer Geschichte*, 1949.
- (22) Näf, W., Die Schweiz in Metternichs Europa, *Berner Zeitschrift für Geschichte und Heimatkunde* 1940, Bern, 1940.
- (23) Perruta, F., Mazzini e le Giovine Europa, *Annali*, No. 15, Milano, 1962.
- (24) Pfister, A., Aus den Berichten der preussischen Gesandten in der Schweiz, 1833-39, *Basler Zeitschrift für Geschichte und Altertumskunde*, VIII, 1909.
- (25) Pfister, A., *Aus den Berichten der preussischen Gesandten in der Schweiz 1842-46*, Bern, 1912.
- (26) Pieth, F., Die Entwicklung zum schweizerischen Bundesstaat in der Beleuchtung preussischer Gesandtschaftsberichte aus den Jahren 1819-1833, *Basler Beiträge zur Geschichtswissenschaft* 17, Bern, 1944.
- (27) Prechner, W., Der Savoyerzug 1834, *Zeitschrift für Schweizer Geschichte*, Nr. 4, 1924.
- (28) Rammelmeyer, E., *Bewegungen der radikal gesinnten Deutschen in der Schweiz während der 1838 bis 1845*, Diss., Frankfurt a. M, 1922.
- (29) Robert, A., Un Type de révolutionnaire. Johann von Rauschenplatt, 1807-1868. *National Suisse*, 11, 12, Mai, Les Chaux-des-Fonds, 1920.
- (30) Roschi, J. E., *Bericht an den Regierungsrath der Republik Bern betreffend die politischen Umtriebe, ab Seite politischer Flüchtlinge und anderer Fremden, in der Schweiz; mit besondrer Rücksicht auf den Canton Bern*, Bern, 1836.
- (31) Schieder, W., *Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung*, Stuttgart, 1963.
- (32) Schmidt, H., *Die deutschen Flüchtlinge in der Schweiz und die erste deutsche Arbeiterbewegung 1833-36*, Zürich, 1899.
- (33) Schräpler, E., *Handwerkerbünde und Arbeitervereine*, Biel, 1972.
- (34) Schräpler, E., Geheimbündel und soziale Bewegung, *International Review of social history*, Vol. VII, 1962.
- (35) Stern, A., Aus deutschen Flüchtlingskreisen im Jahre 1835, Abhandlungen und Aktenstücke zur Geschichte der Schweiz, *Abhandlungen und Aktenstücke zur Geschichte der Schweiz*, Aarau, 1926.

- (36) Velin, T., Die Rolle der deutschen Emigration, *Schweizer Rundschau*, 47, 1947/48.
- (37) *Le Veritable messenger boiteux de Neuchatel pour l'an de grave*, 1846.
- (38) Veuilleumier, M., Frankreich und die Tätigkeit Weitlings und seiner Schüler in der Schweiz (1841-45), *Archiv für Sozialgeschichte*, Bd. V, 1965.
- (39) Veuilleumier, M., Weitling, les communistes allemands et leurs adeptes en Suisse, quelques documents (1843-47), *Revue européenne des sciences sociales*, Tome XI, 1973.
- (40) Vögeli, L. H., *Die Schweizerische Regeneration von 1830-1840 in der Beleuchtung englischer Gesandtschaftsberichte*, Weida i Thur. 1924.
- (41) Winkler, A., Metternich und die Schweiz, *Zeitschrift für Schweizerische Geschichte*, Nr. 7, 1927.
- (42) 石塚正英『三月前期の急進主義』長崎出版, 1983年
- (43) 拙稿「1840年代フランスにおけるドイツ人人口の動態(1)東フランスについて」『東京造形大学雑誌』6A, 1990年
- (44) 拙稿「1840年代フランスにおけるドイツ人人口の動態(2)特にパリに関して」上, 下, 『商経論叢』, 27巻3号, 4号, 1992年
- (45) 良知力『マルクス批判者群像』平凡社, 1971年
- (46) 良知力編『資料ドイツ初期社会主義』平凡社, 1975年

(本稿は, 1987年度文部省科学研究費補助金奨励研究(A), 東京造形大学研究費(C) 1989年, 1990年, 神奈川大学海外出張1991年の成果の一部である)